

## 「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」改定について

日本製薬工業協会

平素より日本製薬工業協会の活動にご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

日本製薬工業協会では、製薬企業が患者さんに最適な医薬品を提供し続けるためには産学連携が必要不可欠であること、その産学連携には利益相反状態が生じることに鑑み、2011年に「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン(以下、本ガイドライン)」を制定し、産学連携活動に係わる資金等に関する情報の公開に努めてまいりました。

もちろんこの取り組みにおきましては、医療関係者である先生方のご理解・ご協力が何よりも重要と考えております。

ご承知のとおり本年4月に臨床研究法が施行され、特定臨床研究に対する研究資金等に係わる情報の公表が義務付けられました。

それを受け、臨床研究法で求められている公表事項を本ガイドラインに取り込むことで、従来から取り組んで参りました製薬企業と医療機関、医療関係者等との関係の透明性を高める取り組みが損なわれることなく、臨床研究法にも対応するための改定を行いましたので、ここにご案内申し上げます。

具体的には、本ガイドラインの「A.研究費開発費等」の項目を以下の通り改定させていただきました。

| 改定前の項目       |      |   | 改定後の項目       |  |
|--------------|------|---|--------------|--|
| 共同研究費        | 臨床   | ➔ | 特定臨床研究費      |  |
|              | 臨床以外 |   | 倫理指針に基づく研究費  |  |
| 委託研究費        | 臨床   |   | 臨床以外の研究費     |  |
|              | 臨床以外 |   | 臨床試験費(治験費)   |  |
| 臨床試験費(治験費)   |      |   | 製造販売後臨床試験費   |  |
| 製造販売後臨床試験費   |      |   | 副作用・感染症症例報告費 |  |
| 副作用・感染症症例報告費 |      |   | その他の費用       |  |
| その他の費用       |      |   |              |  |

なお、改定後の本ガイドラインにつきましては、添付資料をご参照ください。

また、改定後の本ガイドラインの適用は、2018年10月1日以降に開始する新規事業年度の支払いからとなります。改定後の本ガイドライン適用開始までの間の支払いにつきましては、改定前の本ガイドラインに基づいた情報公開が継続されますことを申し添えます。

本ガイドライン改定の趣旨をご理解いただき、今後ともご指導、ご鞭撻賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

以上

# 企業活動と医療機関等の関係の 透明性ガイドラインについて(解説)

2011年1月19日 策定  
2013年3月21日 改定  
2013年12月17日 改定  
2015年2月19日 改定  
2016年6月20日 改定  
2018年9月20日 改定

日本製薬工業協会会員各社は、医療機関並びに医療関係者の皆様のご協力をいただき、企業活動と医療機関等の関係の透明性・信頼性の向上に努めます。

患者さんや国民の生命・健康に大きく関わり、また国民皆保険制度のもとにある我が国の製薬産業においては、他の産業以上にその活動の透明性を確保し説明責任を果たすことが重要です。一方、患者さんに最適な医薬品をお届けするために必要な製薬企業と医療機関、医療関係者の産学連携には利益相反が生じる場合があります。

製薬企業の活動が、患者さんを最優先に考え、倫理的かつ誠実なものとして信頼されるためには、「利益相反状態の適切な管理」と「製薬企業と医療機関、医療関係者との関係の透明性を高めるための取組み」が必須となります。

上記を踏まえ、日本製薬工業協会(以下、製薬協)では、2011年に「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン(以下、本ガイドライン)」を策定し、医療機関並びに医療関係者の皆様のご理解とご協力のもと、産学連携活動に係る資金等を公開してまいりました。

また、関係官庁や各団体において推進されている利益相反マネジメントへの取組みと本ガイドラインに則った製薬協会会員会社の資金等の公開は、産学連携に対するより一層の信頼確保に繋がるものと確信しております。

製薬協では、本ガイドライン策定後も多方面からのご意見を参考に本ガイドラインを改定し、透明性・信頼性の一層の向上に取り組んでまいりました。その一環として、今般、2018年4月に施行された臨床研究法の趣旨と目的を十分理解し、本ガイドラインを改定いたしました。

医療機関並びに医療関係者の皆様におかれましては、引き続き本ガイドラインの趣旨についてご理解いただき、今まで以上のご協力とご指導を賜りたくお願い申し上げます。

日本製薬工業協会

## 1. 透明性ガイドライン施行の背景

### (1) 倫理性の確保

世界医師会（WMA）は「医師と企業に関するWMA声明」において、「医師と企業の連携は新薬や治療の開発など、医学の大いなる進歩につながる可能性があるものの、企業と医師の間には利益相反が生じ、それは患者のケアと医師の評判に影響する恐れがある。」とし、その上で「医師と企業の間を禁止するよりも、その関係についてのガイドラインを確立することが望ましい。このガイドラインには、情報公開、明らかな利益相反の回避、患者の最善の利益のために行動する、という医師の臨床上の自律性についての主要原則を定めなければならない。」（日本医師会HPより引用）として、医師と企業の適切な連携のための指針を示している。

### (2) 信頼の確保

「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」は、2010年4月の最終提言で「企業と国、大学、医療機関、学会、さらに医療関係者とのもたれ合い（利益相反等）が薬害事件の背景との指摘もあり、企業並びに関係者の意識改革が不可欠である。」としている。患者さんに最適な医薬品をお届けする上で、製薬企業と医療機関、医療関係者の交流（産学連携活動）は不可欠だが、この関係が患者さんの健康を最優先にした、倫理的かつ誠実なものであるとして信頼されることが重要である。

### (3) 透明性の確保

(2)の最終提言においても、利益相反状態の適切な管理と海外において試みられている透明性を高めるための対応を求めているが、我が国においても文部科学省、厚生労働省、日本医学会等において利益相反マネジメントへの取組みが進んでいる。製薬企業と医療関係者の行う様々な産学連携活動において、本ガイドラインに則って企業の関与を明示することは、産学連携活動に対する信頼の確保に寄与するものである。

### (4) 産学連携活動の健全な発展を目指して

医学・薬学の研究、実用化および適正使用の普及に産学の連携活動は不可欠である。しかしながら、これらの連携活動が盛んになればなるほど、医療機関・医療関係者が特定の企業・製品に深く関与する場面が生じることもあり、医療機関・医療関係者の判断に何らかの影響を及ぼしているのではないかと懸念を持たれる可能性も否定できない。生命関連産業として患者、国民の生命、健康に大きく関わるとともに、国民皆保険制度のもとにある我が国の製薬産業においては、他の産業以上にその活動の透明性が重要であることを踏まえ、2011年に本ガイドラインを策定した。

### (5) 臨床研究法との関係

2018年4月1日に臨床研究法が施行され、臨床研究法の対象となる特定臨床研究に関連する資金提供についての情報を公表することが義務付けられた。臨床研究法で公表を義務付けられた項目には、これまで本ガイドラインで公開してきた情報と若干の齟齬が生じていた。このため、本ガイドラインの一部を改定することにより、臨床研究法と本ガイドラインの齟齬を解消し、これまでの取り組みである透明性の向上をさらに推進することで、臨床研究に対する国民の信頼確保にも寄与することを目指した。

## 2. 目的

会員会社の活動における医療機関等との関係の透明性を確保することにより、製薬産業が、医学・薬学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していること、および企業活動は高い倫理性を担保した上で行われていることについて広く理解を得ることを目的とする。

会員会社は、本ガイドラインを参考に自社の「透明性に関する指針」を策定し、自社における行動基準とする。

## 3. 公開対象先

### (1) 医療機関

病院、診療所、介護老人保健施設、薬局、その他医療に係る施設・組織（保健所、地方公共団体〔学校〕、健康保険組合など）。

### (2) 以下の研究機関

- ① 医療機関に併設されている研究部門（例えば、国立がん研究センター内の研究所、国立循環器病研究センター内の研究所等に設置されている研究部門）。
- ② 大学の医学・薬学系部門、ARO（Academic Research Organization）。
- ③ 大学の理学・工学等におけるライフサイエンス系の研究部門。
- ④ その他のライフサイエンス系の研究部門等（医薬基盤研究所、産業技術総合研究所、理化学研究所等）。

### (3) 医療関係団体

医師会、薬剤師会、医学会、薬学会等の他、公正競争規約運用基準の「団体性の判断基準」による団体性のある医療関係団体で「〇〇研究会」等の名称の如何を問わない。

### (4) 財団等

- ① 医学・薬学系の財団法人等（社団法人、財団法人、会社法人、NPO法人、社団等）。
- ② 特定臨床研究の研究資金等の管理を行う団体（CROなども含む）

### (5) 医療関係者等

医療担当者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、その他医療・介護に携わる者）および医療業務関係者（医療担当者を除く医療機関の役員、従業員、その他当該医療機関において医療用医薬品の選択または購入に関与する者）。

### (6) 医学、薬学系の他、理学、工学等におけるライフサイエンス系の研究者

## 4. 公開対象となる資金等

- (1) 金額等の価額を問わない。
- (2) 外注業者や財団等の第三者を経由した場合を含む。
- (3) 資金等には 医薬品や機器等の現物も含む。ただし、臨床試用医薬品、製剤見本、治験薬は除く。
- (4) 賛助会費、広告料、学会等展示費用にかかる資金等は除外する。
- (5) 本ガイドラインの公開対象先と患者団体または患者支援団体が共催するイベント等に対する資金等の提供は、本ガイドラインによる公開とし、「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」の対象としない。

## 5. 公開内容

### (1) 公開方法

自社ウェブサイトを通じて公開する。

### (2) 公開時期

各社の毎事業年度終了後1年以内に公開する。

### (3) 公開対象

#### A. 研究費開発費等

医療用医薬品の研究・開発、製造販売後の育薬にかかる費用等を各項目の年間総額と共に、以下の要領で詳細公開する。

| 項目           | 具体的内容   | 公開内容  |
|--------------|---|---|
| 特定臨床研究費      | 臨床研究法のもとで実施される特定臨床研究において医療機関等に提供した資金等   | jRCT (Japan Registry of Clinical Trials) に記録される識別番号(以下、研究 ID)、提供先施設等の名称、研究実施医療機関の施設名、所属等の名称、研究代表医師名/研究責任医師名、契約件数、金額 |
| 倫理指針に基づく研究費  | 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」のもとで実施される研究において医療機関等に提供した資金等  | 提供先施設等の名称、当該年度に支払のある契約件数、金額   |
| 臨床以外の研究費     | 「第 I 相以降の臨床研究」以外の研究(基礎研究、製剤学的研究など)において医療機関等に提供した資金等   | 提供先施設等の名称一覧   |
| 治験費          | GCP/GVP/GPSP 省令等の薬事規制のもとで実施される治験、製造販売後臨床試験、副作用・感染症症例報告、製造販売後調査の費用等<br>治験費には、医師主導治験に対し提供した資金等も含む | 提供先施設等の名称、当該年度に支払のある契約件数、金額   |
| 製造販売後臨床試験費   |   |   |
| 副作用・感染症症例報告費 |   |   |
| 製造販売後調査費     |   |   |
| その他の費用       | 公開対象先以外に発生した資金等   |   |

(1) 会員会社が SMO/CRO 等に支払った研究資金等は、以下の取り扱いとする。

- ① 特定臨床研究以外の研究を CRO 等に、まとめて会員会社が業務委託する場合  
CRO 等を通して各医療機関に提供された研究資金を各医療機関名で公開する。  
この場合、当該 CRO 等の名称の公開は要しない。
- ② CRO 等が、特定臨床研究の資金管理を行っている場合  
CRO 等に提供した「研究資金」および各医療機関に間接的に提供される研究資金全てを公開対象とする。  
この場合、資金管理団体である CRO 等の名称も公開対象とする。
- ③ 医療機関が業務委託した CRO 等に、会員会社が研究資金の一部を直接提供した場合  
CRO 等に支払われた資金も医療機関に提供した研究資金として医療機関名で公開する。

- (2) 研究の実施に必要な機器等の貸与は公開対象としない。
- (3) 「講師謝金」「原稿執筆料・監修料」「コンサルティング等業務委託費」に該当する場合は、「C. 原稿執筆料等」として公開するが、症例報告費は個人に提供する場合であっても「C. 原稿執筆料等」とせず「A. 研究費開発費等」の該当項目で公開する。
- (4) 特定臨床研究費の公開にあたり、公開を開始する時点において、研究 ID が付与されていない場合は空欄とし、付与後、速やかに当該研究 ID を公開する。この場合、資金提供先より研究 ID を会員会社に速やかに提供するよう契約締結を行う等の措置を講じる。
- (5) 特定臨床研究費の公開にあたり、研究の管理等を行う団体を介して実施医療機関に研究資金等を提供する場合は、会員会社が公開に必要な情報を入手できるよう当該団体と契約締結を行う等法律の要件を満たすための措置を講じる。また、団体等を経由して実施医療機関に提供された資金をカッコ書き等で表記することで区別すること。
- (6) 提供先施設等の名称は、原則として会員会社の契約相手方の名称とする。
- (7) 医療機関等を介して被験者等に支払われる患者負担軽減費や治験協力費等は医療機関等に提供する資金として公開する。
- (8) 被験者の健康被害補償にかかる費用は、医療機関等を介して支払われる場合でも公開しない。(特定臨床研究費除く)
- (9) IRB (認定臨床研究審査委員会を含む) に支払う費用は研究代表医師の所属する医療施設等で一括公開して差し支えない。
- (10) 「特定臨床研究費」、「倫理指針に基づく研究費」および「臨床以外の研究費」における統計解析にかかる費用は医療機関等に提供する資金等として公開する。統計解析にかかる費用は研究代表医師の所属する施設等で一括公開して差し支えない。  
上記以外の統計解析にかかる費用は A 項目の「その他の費用」で公開する。
- (11) 医療機関等に支払われない会合開催に伴う費用 (会場費、飲食費、旅費等) は A 項目の「その他の費用」で公開する。
- (12) 医療機関等に支払われない検査費用等は、A 項目の「その他の費用」で公開する。ただし、特定臨床研究において、医療機関/検査会社等と三者契約に基づいて検査会社等に直接支払われる資金は、医療機関に提供した資金として公開する。
- (13) 研究活動 (GCP/GVP/GPSP 省令のもとで実施される調査・試験を除く) に対する医療用医薬品または原末を提供する場合は、「A. 研究費開発費等」の該当項目で公開する。この場合、金額換算した上で公開しても差し支えないが、「物質名+提供量」で公開することを推奨する。特に「特定臨床研究費」の項目では、研究資金と区別できるよう公開する必要がある。
- (14) 2015 会計年度以前に契約された研究は、詳細情報を公開しなくても差し支えない (特定臨床研究費を除く)。

## B. 学術研究助成費

学術研究の振興や助成等を目的として提供される資金等を各項目の年間総額と共に以下の要領で公開する。

| 項目     | 具体的内容  | 公開内容(例)   |
|--------|--|---|
| 奨学寄附金  | 大学医学部等、研究機関併設医療機関への寄附、研究公募による寄附                    | 〇〇大学〇〇教室：〇〇件〇〇円<br>〇〇医療センター〇〇科：〇〇件〇〇円                     |
| 一般寄附金  | 「奨学寄附金」「学会等寄附金」に該当しない寄附金、医療用医薬品の無償提供、物品寄附、財団等への寄附等 | 〇〇大学（〇〇財団）：〇〇件〇〇円<br>〇〇病院〇〇セミナー：ボールペン〇〇本                  |
| 学会等寄附金 | 学会等会合開催費および会合開催以外の学会活動等への寄附                        | 第〇回〇〇学会：〇〇円<br>〇〇実行委員会第〇回市民健康講座：〇〇円                       |
| 学会等共催費 | 学会等との共催のランチョンセミナー、イブニングセミナー、共催講演会等で共催団体に支払う費用等     | 第〇回〇〇学会〇〇セミナー：〇〇円<br>〇〇セミナー（〇〇医師会）：〇〇円<br>(共催団体名が認知できる表示) |

### (1) 寄附講座

寄附講座は「奨学寄附金」の項目で講座名および当該年度の提供件数、提供総額を公開する。寄附講座である旨を示すことは要しない。

### (2) 財団等への寄附

- a) 財団等への寄附は、「一般寄附金」として個別に公開する。
- b) 財団等を経由して医療機関・医療関係者等に対して提供されることが明らかな場合は、当該財団及び当該医療機関・医療関係者等の名称並びに当該財団への寄附金額を公開する。当該財団が資金提供元および提供先の医療機関・医療関係者等、提供資金額を公開する場合は、当該財団の名称と当該財団への寄附金額のみを公開する。
- c) 財団等を経由する「学会等寄附金」は、当該学会等の名称と当該財団等に支払った金額を公開し、当該財団の名称の公開は要しない。

### (3) 医薬品の提供

医療支援（災害時における寄附は除く）に伴う医薬品の無償提供は、「一般寄附金」として公開する。提供先が複数施設である場合、依頼代表者が所属する医療機関を代表施設として公開する。

### (4) 学会等寄附金

- a) 医療関係団体への寄附金は全て「学会等寄附金」として公開する。
- b) 国際学会への寄附は、開催される場所（国）を問わず、国内の公開対象先が主催ないしそれに準ずる役割（寄附の募集等）を担って開催される場合は公開の対象とする。

### (5) 学会等共催費

- a) 医療関係団体との共催会合は、全て学会等共催費の公開対象とする。
- b) 学会等共催費は、共催団体に支払う資金等を公開の対象とする。
- c) 医療機関等との共催会合は、「D. 情報提供関連費」の「講演会等会合費」として公開する。
- d) 演者等への謝金は、「C. 原稿執筆料等」の「講師謝金」として公開する。
- e) 会員会社が共催団体に支払う資金等以外の費用は、「D. 情報提供関連費」の「講演会等会合費」として公開する。

### C. 原稿執筆料等

自社医薬品をはじめ医学・薬学に関する科学的な情報等を提供するため、もしくは研究開発に関わる講演、原稿執筆や監修、その他のコンサルティング等の業務委託の対価として支払われる費用等を以下の要領で公開する。

| 項目             | 具体的内容                   | 公開内容（例）            |
|----------------|-------------------------|--------------------|
| 講師謝金           | 座長、パネリスト、講師等            | 〇〇大学〇〇科〇〇教授：〇〇件〇〇円 |
| 原稿執筆料・監修料      |                         | 〇〇病院〇〇科〇〇長：〇〇件〇〇円  |
| コンサルティング等業務委託費 | 講演、原稿執筆・監修に該当しない業務委託の対価 | 〇〇大学〇〇科〇〇教授：〇〇件〇〇円 |

- (1) 「C. 原稿執筆料等」は原則として業務委託先個人に支払い、施設名、所属部科、役職、個人名を公開する。やむを得ず、所属する医療機関等を経由して支払う場合も、施設名、所属部科、役職、個人名を公開する。
- (2) 「C. 原稿執筆料等」が業務委託先個人の所属する医療機関等に対して支払われる場合は、当該業務委託先個人が所属する医療機関等の名称と支払件数・金額の公開とし、委託先個人の氏名等の公開は要しない。
- (3) 「C. 原稿執筆料等」が勤務する医療機関以外の法人等に支払われる場合は、当該法人等、業務委託先個人ならびに当該業務委託先個人が所属する医療機関等の名称等と支払件数・金額を公開する。

### D. 情報提供関連費

自社医薬品をはじめ医学・薬学に関する科学的な情報等を提供するために、必要な費用等を以下の要領で公開する。

| 項目            | 具体的内容                   | 公開内容     |
|---------------|-------------------------|----------|
| 講演会等会合費       | 交通費、宿泊費、会場費、情報交換会費      | 年間の件数・総額 |
| 説明会費          | 医局説明会時の茶菓・弁当代等          | 年間の件数・総額 |
| 医学・薬学関連文献等提供費 | 医学・薬学図書、少額適正物品、必要・有益物品等 | 年間の総額    |

### E. その他の費用

社会的儀礼としての接遇等の費用を以下の要領で公開する。

| 項目    | 具体的内容          | 公開方法  |
|-------|----------------|-------|
| 接遇等費用 | 慶弔、飲食提供等にかかる費用 | 年間の総額 |

## 6. 透明性確保の観点からの留意事項

- (1) 公開情報は、閲覧者が閲覧申請を行う方法（２段階方式）は避け、印刷制限はかけない。
- (2) 臨床研究法で公表が求められている情報は、閲覧者が容易に当該情報を確認できるようにする。  
例えば、閲覧者が必要な情報をシステム上検索できる仕組みを整備し、かつ、検索により当該情報を閲覧することができる旨を明記する。PDFの簡易検索では、この要件が満たされたことにはならない。ただし、公表する情報が少ない場合は、検索システムではなく該当情報を抽出し、一覧として公表しても差し支えない。

会員会社 71 社（2018 年 10 月 1 日現在）※会員会社一覧は最新状況に更新しております

|              |           |                    |
|--------------|-----------|--------------------|
| 旭化成ファーマ      | 生化学工業     | 日本ベーリンガーインゲルハイム    |
| あすか製薬        | ゼリア新薬工業   | ノバルティス ファーマ        |
| アステラス製薬      | セルジーン     | ノボ ノルディスク ファーマ     |
| アストラゼネカ      | 千寿製薬      | バイエル薬品             |
| アヴィ合同会社      | 第一三共      | 阪大微生物病研究会          |
| あゆみ製薬        | 大正製薬      | 久光製薬               |
| EA ファーマ      | 大日本住友製薬   | ファイザー              |
| エーザイ         | 大鵬薬品工業    | 富士フイルム富山化学         |
| MSD          | 武田薬品工業    | 藤本製薬               |
| 大塚製薬         | 田辺三菱製薬    | 扶桑薬品工業             |
| 小野薬品工業       | 中外製薬      | ブリistol・マイヤーズ スクイブ |
| 科研製薬         | ツムラ       | ポーラファルマ            |
| キッセイ薬品工業     | 帝國製薬      | マイラン EPD 合同会社      |
| 京都薬品工業       | 帝人ファーマ    | 丸石製薬               |
| 杏林製薬         | テルモ       | マルホ                |
| 協和発酵キリン      | トーアエイヨー   | ミノファージェン製薬         |
| グラクソ・スミスクライン | 東レ        | Meiji Seika ファルマ   |
| クラシエ製薬       | 鳥居薬品      | メルクセローノ            |
| 興和           | 日本イーライリリー | 持田製薬               |
| サノフィ         | 日本化薬      | ヤクルト本社             |
| 参天製薬         | 日本ケミファ    | ヤンセンファーマ           |
| 三和化学研究所      | 日本新薬      | ユーシービージャパン         |
| 塩野義製薬        | 日本製薬      | わかもと製薬             |
| シャイアー・ジャパン   | 日本臓器製薬    |                    |

## 日本製薬工業協会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 2-3-11

日本橋ライフサイエンスビルディング 7 階

TEL. 03-3241-0326 (代) FAX. 03-3242-1767

<http://www.jpma.or.jp>



製薬協

# 企業活動と医療機関等の関係の 透明性ガイドラインについて

**日本製薬工業協会会員各社は、医療機関並びに医療関係者の皆様のご協力をいただき、企業活動と医療機関等の関係の透明性・信頼性向上に努めます。**

患者さんや国民の生命・健康に大きく関わり、また国民皆保険制度のもとにある我が国の製薬産業においては、他の産業以上にその活動の透明性を確保し説明責任を果たすことが重要です。一方、患者さんに最適な医薬品をお届けするために必要な製薬企業と医療機関、医療関係者の産学連携には利益相反が生じる場合があります。

製薬企業の活動が、患者さんを最優先に考え、倫理的かつ誠実なものとして信頼されるためには、「利益相反状態の適切な管理」と「製薬企業と医療機関、医療関係者との関係の透明性を高めるための取組み」が必須となります。

上記を踏まえ、日本製薬工業協会（以下、製薬協）では、2011年に「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン（以下、本ガイドライン）」を策定し、医療機関並びに医療関係者の皆様のご理解とご協力のもと、産学連携活動に係る資金等を公開してまいりました。

また、関係官庁や各団体において推進されている利益相反マネジメントへの取組みと本ガイドラインに則った製薬協会員会社の資金等の公開は、産学連携に対するより一層の信頼確保に繋がるものと確信しております。

製薬協では、本ガイドライン策定後も多方面からのご意見を参考に本ガイドラインを改定し、透明性・信頼性の一層の向上に取り組んでまいりました。その一環として、今般、2018年4月に施行された臨床研究法の趣旨と目的を十分理解し、本ガイドラインを改定いたしました。

医療機関並びに医療関係者の皆様におかれましては、引き続き本ガイドラインの趣旨についてご理解いただき、今まで以上のご協力とご指導を賜りたくお願い申し上げます。

日本製薬工業協会

# 企業活動と医療機関等の関係の 透明性ガイドライン

## 1. 目的

会員会社の活動における医療機関等との関係の透明性を確保することにより、製薬産業が、医学・薬学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していること、および企業活動は高い倫理性を担保した上で行われていることについて広く理解を得ることを目的とする。会員会社は、本ガイドラインを参考に自社の「透明性に関する指針」を策定し、自社における行動基準とする。

## 2. 公開内容

### (1) 公開方法

自社ウェブサイトを通じて公開する。

### (2) 公開時期

各社の毎事業年度終了後1年以内に公開する。

### (3) 公開対象

前年度分の資金提供等を以下の項目に従い公開する。

### A. 研究費開発費等

研究費開発費等には、臨床研究法、医薬品医療機器等法におけるGCP/GVP/GPSP省令等の公的規制や各種指針のもと実施される研究・調査等に要した費用が含まれる。

提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開する。

|                               |                                    |
|-------------------------------|------------------------------------|
| ● 特定臨床研究費 <sup>(注1)</sup>     | 提供先施設等の名称等 <sup>(注2)</sup> :○○件○○円 |
| ● 倫理指針に基づく研究費 <sup>(注3)</sup> | 提供先施設等の名称 <sup>(注4)</sup> :○○件○○円  |
| ● 臨床以外の研究費 <sup>(注5)</sup>    | 年間の件数・総額、提供先施設等の名称                 |
| ● 治験費                         | 提供先施設等の名称 <sup>(注4)</sup> :○○件○○円  |
| ● 製造販売後臨床試験費                  | 提供先施設等の名称 <sup>(注4)</sup> :○○件○○円  |
| ● 副作用・感染症例報告費                 | 提供先施設等の名称 <sup>(注4)</sup> :○○件○○円  |
| ● 製造販売後調査費                    | 提供先施設等の名称 <sup>(注4)</sup> :○○件○○円  |
| ● その他の費用                      | 年間の総額                              |

(注1)「特定臨床研究費」とは、臨床研究法に定義される特定臨床研究の契約に基づいて支払った費用をいう。

(注2)「臨床研究識別番号」「資金の提供先」「研究実施医療機関名」「研究責任医師名」等を公開する。

(注3)「倫理指針に基づく研究費」の「倫理指針」とは、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を指す。

(注4)「提供先施設等の名称」は契約内容に基づいて「施設名」「施設内組織名」「個人の所属・役職・氏名」を公開する。

(注5)「臨床以外の研究費」とは、特定臨床研究、倫理指針に基づく研究、治験および製造販売後調査等以外の研究であり、いわゆる「基礎研究」や「製剤学的研究」などに要した費用をいう。

## B.学術研究助成費

学術研究の振興や研究助成等を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金、及び学会等の会合開催費用の支援としての学会等寄附金、学会等共催費。

提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開する。

- 奨学寄附金 ○○大学○○教室:○○件○○円
- 一般寄附金 ○○大学(○○財団):○○件○○円
- 学会等寄附金 第○回○○学会(○○地方会・○○研究会):○○円
- 学会等共催費 第○回○○学会○○セミナー:○○円

(※この項には、臨床研究法で公表を義務付けられている情報も含まれる。)

## C.原稿執筆料等

自社医薬品をはじめ医学・薬学に関する科学的な情報等を提供するため、もしくは研究開発に関わる講演、原稿執筆や監修、その他のコンサルティング等の業務委託の対価として支払われる費用等。

提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開する。

- 講師謝金 ○○大学(○○病院)○○科○○教授(部長):○○件○○円
- 原稿執筆料・監修料 ○○大学(○○病院)○○科○○教授(部長):○○件○○円
- コンサルティング等業務委託費 ○○大学(○○病院)○○科○○教授(部長):○○件○○円

(※この項には、臨床研究法で公表を義務付けられている情報も含まれる。)

## D.情報提供関連費

医療関係者に対する自社医薬品や医学・薬学に関する情報等を提供するための講演会、説明会等の費用。

- 講演会等会合費 年間の件数・総額
- 説明会費 年間の件数・総額
- 医学・薬学関連文献等提供費 年間の総額

## E.その他の費用

社会的儀礼としての接遇等の費用。

- 接遇等費用 年間の総額

## 3.適用時期

本ガイドラインは、2018年10月1日以降に開始する新規事業年度の支払いから適用する。

以上

## 会員各社71社

(2018年10月現在)

- 旭化成ファーマ
- あすか製薬
- アステラス製薬
- アストラゼネカ
- アップィ合同会社
- あゆみ製薬
- EAファーマ
- エーザイ
- MSD
- 大塚製薬
- 小野薬品工業
- 科研製薬
- キッセイ薬品工業
- 京都薬品工業
- 杏林製薬
- 協和発酵キリン
- グラクソ・スミスクライン
- クラシエ製薬
- 興和
- サノフィ
- 参天製薬
- 三和化学研究所
- 塩野義製薬
- シャイアー・ジャパン
- 生化学工業
- ゼリア新薬工業
- セルジーン
- 千寿製薬
- 第一三共
- 大正製薬
- 大日本住友製薬
- 大鵬薬品工業
- 武田薬品工業
- 田辺三菱製薬
- 中外製薬
- ツムラ
- 帝國製薬
- 帝人ファーマ
- テルモ
- トーアエイヨー
- 東レ
- 鳥居薬品
- 日本イーライリリー
- 日本化薬
- 日本ケミファ
- 日本新薬
- 日本製薬
- 日本臓器製薬
- 日本ベーリンガーインゲルハイム
- ノバルティス ファーマ
- ノボ ノルディスク ファーマ
- バイエル薬品
- 阪大微生物病研究会
- 久光製薬
- ファイザー
- 富士フイルム富山化学
- 藤本製薬
- 扶桑薬品工業
- ブリストル・マイヤーズ スクイブ
- ポーラファルマ
- マイランEPD合同会社
- 丸石製薬
- マルホ
- ミノファージェン製薬
- Meiji Seika ファルマ
- メルクセローノ
- 持田製薬
- ヤクルト本社
- ヤンセンファーマ
- ユーシービー・ジャパン
- わかもと製薬



製薬協

## 日本製薬工業協会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-3-11  
日本橋ライフサイエンスビルディング

TEL 03-3241-0326(代) FAX 03-3242-1767  
<http://www.jpma.or.jp>

2018年10月作成